

## 指導要綱 各項目の 所管一覧

	各課共通	第1条、第2条、第5条、第6条、 第24条～第27条
1	まちづくり推進課	第3条、第4条、第7条～第9条、 第15条
2	総務課	第22条
3	総合政策課	第18条、第19条
4	まちマネジメント課	第11条、第12条、第13条、 第16条、第20条、第22条
5	住民保険課	第10条、第23条
6	教育総務課	第22条
7	社会教育課	第21条
8	磯城郡水道企業団	第14条
9	磯城消防署	第17条
10	天理警察署（田原本警察庁舎）	第22条

※事前協議書提出部数 正1部 + 副10部（各所管分）